

16. 支部交付金の推移

支部交付金の計算方式は、第51期(昭和48年度分)の交付金より下記により実施した。

計算方式:基本額+(事務室借室料)+会費比例額=支部交付金

ただし、基本額は115万円
 事務室借室料の限度額は40万円
 会費比例額は当該支部会費収入見込額の8%

【基本額は、支部の人件費、事務運営費等各支部共通的な経費が含まれるという考え方であった。】

○ 実施後、今日までに変更された事項は以下のとおりである。

| 変更実施時期 | 変更事項 |
|--------------|--|
| 第53期(昭和50年度) | 基本額を140万円とした。 事務室借室料の限度額を50万円とした。 |
| 第54期(昭和51年度) | 基本額を190万円とした。 事務室借室料の限度額を70万円とした。 |
| 第56期(昭和53年度) | 特別加算額を加算した。 【特別加算額】 会費増加奨励金 A 会費増収額 × 10% *1) 会費増加奨励金 B 学生員入会数 × 入会金(500円) *2) 論文講演印刷補助 論文講演発表数 × 5,000円 |
| 第59期(昭和56年度) | 論文講演印刷補助の単価を6,000円とした。 |
| 第61期(昭和58年度) | 論文講演印刷補助交付を中止した。 |
| 第63期(昭和60年度) | 事務室借室料の限度額を120万円とした。 ● 関西支部に対しては、学生員委員会事務担当者の人件費負担分として、年間280万円を加算して交付することとした。 |
| 第68期(平成2年度) | 支部活性化資金として一律に1支部50万円を交付。 |
| 第69期(平成3年度) | 基本額を250万円とした。 支部活性化資金として1支部80万円を限度として交付。 |
| 第72期(平成6年度) | ①基本額を330万円とする。(支部活性化資金80万円を基本額に入れることとした。) ②事務所を大学外に設けた場合は、その借室料の50%を補助する。ただし、最高限度額は120万円とする。 ③人件費補助:前年度人件費(事業報告書)の25%を補助する。ただし、人件費補助額の最低限度は30万円とする。 関東支部設立:交付金として1,000万円交付。 |
| 第76期(平成10年度) | ①前年度実績より会員数の増加に対する加算割合の変更(10%から50%)。 「支部交付金算出時(毎年1月末)において、当該支部会費収入見込額が前年と比較した場合、その増加額の50%相当額」とする。 ----- (注)第76期より、当面、交付金総額の95%を交付することとした。 *3) |
| 第79期(平成13年度) | 第79期より支部交付金を下記により交付。 (1)基本額:交付金の基本額は「基本額」と「会費比例額」を加えたものとする。 (a)基本額は330万円とする。 (b)会費比例額は当該支部会費収入見込額の8%とする。 (2)特別加算額:特別加算額は次の(a)(b)により、毎年、前年の実績を集計し、算出した額を翌期の支部交付金に加算して交付する。 (a)支部交付金算出時(毎年1月末)において、当該支部会費収入見込額が前年と比較した場合、その増加額の50%相当額。 (b)毎年1月～12月までの当該支部地区学生員の入会金の総額。 (3)事務所費補助:事務所を大学外に設けた場合は、その借室料の50%を補助する。但し、最高限度額は120万円とする。 (4)人件費補助:前年度人件費(事業報告書)の25%を補助する。但し、人件費補助額の最低額は30万円とする。 |

16. 支部交付金の推移

| | |
|--------------|---|
| 第82期(平成16年度) | <p>支部交付金は会費収入に連動することとし、下記に改定交付。</p> <p>(1) 支部交付金総額: 支部交付金総額は会費収入の14%とする。</p> <p>(2) 支部交付金の配分</p> <p>1. 基本額(a): 会費総額の5%相当額を総額として、各支部に均等に配分する。</p> <p>2. 会費比例額(b): 会費総額の5%相当額を各支部の登録会員会費額に基づく比例割合に応じて配分する。ただし関東支部は本部の事務負担に応じ、配分額の20%相当額とする。</p> <p>3. 入会加算額:</p> <p>(1) 正、准員入会加算額(c): 正員、准員の年間入会数(新規入会のみ)に応じ、その年間会費相当額を配分する。</p> <p>(2) 学生員入会加算額(d): 学生員の年間入会数(新規入会のみ)に応じ、その年間会費相当額を配分する。</p> <p>4. 事業加算額(e): 事業費(g)が上記基本額(a) + 会費比例額(b) + 個人入会加算額(c) + 学生員入会加算額(d)に対し、2倍を超える支部にあつては、その超過額の25%相当額を配分する。</p> |
| 第88期(平成22年度) | <p>一般社団法人への移行に伴い、准員資格を廃止。 入会加算額の算出基準より准員を削除した。</p> |

(注) 第68期の支部活性化資金は支部商議員懇談会経費(目安としては旅費、交通費、食事代、会場料等)として1支部一律50万円を交付した。この資金支出は当期(68期)限りという条件であったが、支部の要望により第69期には1支部80万円を交付し、第71期にも同額を交付している。

なお、第72期より支部活性化資金80万円を基本額に入れることとした。

- *1) 会費増収額とは、前期の会費収入見込額と今期の会費収入見込額を比較して、後者が多かった場合の差額をいう。
- *2) 学生員入会数とは、支部交付金計算年度の前の1年間(暦年)における学生員総入会数。
- *3) 第76期は財政立て直しのため、部門および各事業部署に経費節減をお願いし、支部交付金についても、当面の間(財政立て直しの数年間)、交付金総額の95%を交付することとした。

支部交付金に関する内規

制定 1972. 9. 12

改定 1975. 3. 11 1975. 12. 5 1985. 1. 8 1991. 2. 5 1994. 1. 11 1998. 11. 10 2003. 7. 1 2011. 11. 5

(目的)

第1条 本内規は支部交付金の算出基準、支部運営に関する補助金について規定する。

(支部交付金算出基準)

第2条 交付金は次の通りとする。

(1) 支部交付金総額

支部交付金総額は会費収入の14%とする。

(2) 実施時期

実施時期は2004年度の交付金より配分する。なお、次年度の交付金は前年度の決算値で算出する(2004年度は2002年度決算値)。

(3) 支部交付金の配分

支部交付金の配分に当たっては以下の項目の合計額に基づいて算出するものとする。

1. 基本額(a): 会費総額の5%相当額を総額として、各支部に均等に配分する。

2. 会費比例額(b): 会費総額の5%相当額を各支部の登録会員会費額に基づく比例割合に応じて配分する。ただし関東支部は本部の事務負担に応じ、配分額の20%相当額とする。

3. 入会加算額:

(1) 正員入会加算額(c): 正員の年間入会数(新規入会のみ)に応じ、その年間会費相当額を配分する。

(2) 学生員入会加算額(d): 学生員の年間入会数(新規入会のみ)に応じ、その年間会費相当額を配分する。

4. 事業加算額(e): 事業費(g)が上記基本額(a) + 会費比例額(b) + 個人入会加算額(c) + 学生員入会加算額(d)に対し、2倍を超える支部にあつては、その超過額の25%相当額を配分する。

(支部創立記念補助金)

第3条 支部創立記念で事業をする場合は、次の額を補助する。

創立 30周年 300,000円

創立 40周年 500,000円

創立 50周年 500,000円

ただし、50周年以上は10年ごとに50万円を交付する。